

単品スライド適用は限定的

各団体期待も条件厳しく

国土交通省が検討を始めた公共工事への単品スライド条項の適用について、各団体からは適用を期待する声が上がっている。ただ、国交省が検討している基準の対象となる資材は、公共工事標準請負契約約款の条項で「特別な要因」や「著しい変動」など厳しい条件が示されていることから、相当程度、限定的になる見通しが強くなっている。条件を勘案すれば、今回の単品スライド適用基準の対象となる資材は鋼材などごく一部の資材に絞られる。

している資材だけが対象。値上がり幅が微少な資材が対象になるのは難しい。最後に「請負代金額が不適当となったとき」。請負代金額の変更を申請する請負者は、価格が変更

時と同様に、単品スライドの適用対象となったとしても値上がり分の一部は請負者が負担することになる。80年の際は、総額が約1%値上がった工事が対象で、値上がり分の4分の1は請負者が負担した。今回の鋼材の値上がりでは、自民党の公共工品質保証に関する議員連盟（品確議連）の国会議員のほか、日本土木工業協会、全国建設業協会など各方面から単品スライド適用を求める声が高まり、国交省が適用基準策定の検討を始めた。

約款の単品スライド条項（第25条5項）は、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」に変更請求ができる条件にしている。「特別な要因」とは、発注者と請負者が資材変動の影響の重要性を客観的に認める場合であり、単品スライド条項を適用した1980年の石油価格の高騰のような輸入価格の変動などが該当する。この条件に照らすと、実際の工事に使用される製品の価格が上がっていても著しく価格が変動

なければ対象にはならないとみられる。また、単品スライド適用を見越した価格の上昇などは対象とならず、客観的な判断材料が必要になる。次の条件は、「主要な工事材料」だ。工事で使用している資材の一部が高騰していたとしても、その資材が請負代金額に占める割合が低ければ対象とならないことになる。さらに、「著しい価格の変動」が認められなければならない。今回の適用基準で、「著しい」の判断は示されるが、あくまでも著しく価格が変動